

第1回国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会

議事次第

日 時：令和2年11月10日（火）16:00～18:00

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター14A（14階）

1 開 会

2 議 事

（1）座長選出

（2）国立ハンセン病資料館の常設展示について

①概要説明

②意見発表

（3）その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1-1 ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について（提言）
- 1-2 ハンセン病問題に関する普及啓発促進に向けて（厚生労働省としての当面の取組）
- 1-3 ハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針（平成29～令和2年度）
- 資料2 国立ハンセン病資料館常設展示の概要
- 参考資料1 「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」開催要綱
- 参考資料2 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 構成員名簿

ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について（提言）

（ハンセン病資料館等運営企画検討会まとめ）（H29.3.31 公表）

第1 はじめに

平成8年にらい予防法が廃止されてから20年が経過した。この間、ハンセン病問題の解決に向けて様々な取組がなされてきたが、各種調査を見てみるとハンセン病回復者・元患者等の名誉が完全に回復されたとは言い難い。この機会をとらえ、従来のハンセン病問題に関する普及啓発の取組を見直し、更なる普及啓発の推進につなげていくことは有意義である。

ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復に向け、国や地方公共団体が中心となって様々な普及啓発の取組が進められてきたが、いつでも、どこでも、誰にでも、必要とあれば「自分はハンセン病回復者・元患者だ。」と何の気兼ねもなく言うことができる社会としていくには、残念ながら、まだ時間や工夫が必要と考えられる。

一方で、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進む中、ハンセン病問題を風化させないようにすることが必要である。そのためには、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館（以下「国立のハンセン病資料館」という。）を中心に進められてきた普及啓発の活動につき、さらに広い層を巻き込んで繰り返し行っていく必要がある。

ハンセン病に対する差別をなくすためには、すべての差別をなくす必要がある。相模原で障害者を対象とした痛ましい事件が起きたことは記憶に新しいが、ハンセン病回復者・元患者等に対しても同じ考え方の者が出てくることは十分予想される。そうした事態の発生を防ぐためには、人権＝平等という思想を広めることが必要であり、他の人権活動との連携を図りながらハンセン病問題に関する普及啓発を一層充実していくことが重要である。

これまでの普及啓発に関する取組は、国立のハンセン病資料館への来訪者や啓発用パンフレットの配布対象であった中学生等を中心に一定の範囲において効果を挙げてきた。今後は、その効果を国民全般にまで及ぼし、広くハンセン病問題に対する理解を拡げていく必要がある。

第2 普及啓発に向けたこれまでの取組

（1）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条に基づき、各種普及啓発を実施しており、主な内容として以下の事業を実施している。

・国立のハンセン病資料館の運営・管理

ハンセン病に対する正しい知識に関する普及啓発の拠点として、常設展示の他、企画展の開催、語り部活動などを実施。

・中学生向けパンフレットの発行

ハンセン病やハンセン病問題の歴史などを解説した「ハンセン病の向こう側」とい

うパンフレットを全国の中学生に対し作成、配布。

・ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うためのシンポジウム開催。

・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典の開催

多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、被害者の追悼、慰霊及び名誉回復のために、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、厚生労働省主催による追悼式典を開催。

・ハンセン病対策促進事業

地方公共団体における普及啓発等がより効果的に実施されるよう、各地方公共団体が実施する新たな取組について支援。

(2) これまでの取組により、国立のハンセン病資料館への来館者数は増加しており、一定の成果を挙げてきているが、ハンセン病療養所の入所者や退所者へのアンケート調査の結果によると「らい予防法」廃止後の状況について、「周囲の変化がない」や「今も偏見や差別がある」と回答した者がそれぞれ50%、70%を超えている。また、人権擁護に関する世論調査の結果によると、「ハンセン病患者・元患者に関し、どのような問題が起きているか」との質問に対し、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」、「結婚問題で周囲の反対をうけること」、「差別的な言動をされること」などが高い数値となっており、今後さらに普及啓発を充実する必要がある。

第3 普及啓発に関する課題と目指すべき方向性

1. ハンセン病問題を風化させないために

- ・ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復が完全に達成されていない現状においては、これまでの取組を継続していくことが必要不可欠である。
- ・しかし、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進む中、これまでの取組を単に継続するだけでは、名誉回復の完全達成への見通しがつけられないばかりでなく、ハンセン病問題が風化していってしまう恐れさえあると言わざるを得ない。
- ・また、これまでの普及啓発の中で大きな役割を担ってきた語り部については、近年、その要員が年を追うごとに不足してきており、現在は各療養所の自治会長や副会長等が肩代わりをしている状況がある。このままでは、これまでの普及啓発と同じ水準の効果を将来にわたって維持していくことさえ難しくなるものと考えられる。
- ・このため、これまで語り部が果たしてきた役割を将来に引き継いでいく方策を検討す

ることが急務となっている。

- ・また、これまでの普及啓発活動の成果に満足することなく、さらなる高みを目指すことが必要である。すなわち、普及啓発の効果を従来に増して幅広く国民に及ぼしていくことが必要である。
- ・国民の隅々に至るまでハンセン病問題に関する普及啓発の効果を行き渡らせるためには、国や地方公共団体といった公的主体による取組だけでは自ずと限界がある。また、効果を浸透させるためには、普及啓発活動は単発ではなく、継続的に繰り返し行うことが必要である。そのため、普及啓発活動の主体を拡大していくための取組が必要である。

2. 普及啓発の対象者拡大

- ・ハンセン病問題は、多くの国民の中に着実に浸透してきているものの、普及啓発活動の拠点である国立のハンセン病資料館やアクセスの不便な場所に立地していることが多い社会交流会館への一般の来館者は、元々ハンセン病問題に関心の高い人たちであり、国民の一部に過ぎないと考えられる。
- ・ハンセン病について「知っている」人が6割強にとどまり、しかもそのうち7割以上の人は「少し知っている」程度にとどまっており、「ハンセン病を知っていても認知度が高いとは言えない」とする報告も存在している。こうした人々に普及啓発の効果を及ぼしていく取組が求められており、ハンセン病そのものについて知ってもらう取組やハンセン病問題に興味を持ってもらう取組、普及啓発の拠点である国立のハンセン病資料館や社会交流会館に足を運んでももらうきっかけづくりについて創意工夫が必要である。
- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館、海外のハンセン病関係の博物館などハンセン病関係機関が連携し、内容の濃い展示や解説、サービス等を行うことによりハンセン病問題に対する関心を高めてもらうことが重要である。
- ・普及啓発に要する人員(学芸員)や予算が、国立のハンセン病資料館に集中しており、全国津々浦々まで普及啓発の効果を及ぼすためには、各療養所の社会交流会館での取組支援策の検討も必要である。
- ・東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、海外から日本に対する注目度が飛躍的に高まる中、この絶好の機会を活用し、訪日客に対し日本国内のハンセン病対策について知ってもらうことが重要である。
- ・日本国内では、ハンセン病の新規患者は近年ほとんど発生しておらず、現実の問題として人々に理解してもらうことが難しくなることが懸念される。しかし、海外では発展途上国を中心に年間20万人以上の新規患者が発見され、また、それらのハンセン病回復者・元患者等に対する差別も存在している。さらにハンセン病問題の歴史が風

化していくことへの危機感を有する国々も存在している。このような現状に対して、海外のハンセン病関係博物館や関係機関との連携を深め、ハンセン病問題の啓発に向けて協力して活動を行うことは、国際協力の観点のみならず、世界に共通する問題として、この問題を風化させず、人権について日本国民一般の学びの機会を継続的に提供するという観点からも重要である。

3. 普及啓発の効果的实施

- ・ハンセン病問題の普及啓発については、これまで効果の測定や、効果が得られていない場合の要因分析が十分に行われてきたとは言い難い。また、PDCAサイクル(※)を意識した取組が十分になされてきたとは言えない状況にあると考えられる。

※ Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)

- ・らい予防法廃止20周年を契機に、これまでの国立のハンセン病資料館運営とパンフレット配布を中心に実施してきた普及啓発について、計画立案段階から見直すため、目標を一層具体化して明示することが必要である。
- ・その際、普及啓発の対象者の認知度や関心の度合いに応じた取組が必要と考えられる。
- ・また、それぞれの普及啓発の取組に関する効果測定や、目標に対する現状評価の在り方を検討し、その効果測定や評価の結果を踏まえて取組内容を改善していくというサイクルを生み出すことが必要である。

4. 従来の普及啓発活動の充実強化

- ・従来取組が一定の成果を挙げたことを踏まえ、将来にわたってこれらを維持・継続することはもちろんであるが、これまでの経験を踏まえ、さらに取組を充実強化していくことが必要であり、その具体的内容を検討する必要がある。

第4 具体的対応策

1. ハンセン病問題を風化させないために

(1) 語り部機能の存続

ハンセン病回復者・元患者等の思いを最も適切に伝えられるのはハンセン病回復者・元患者等本人であり、一般国民に対する訴求力の点からも、語り部はかけがえのない存在である。しかし、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化により、実体験を話せる方も年を追う毎に減少してきている。

これまで語り部が果たしてきた役割をいかに将来に引き継いでいくかの検討が急務となっている。

①記録保存

- ・これまで重要な役割を果たしてこられた語り部の説明をビデオ、DVD等で保存する。国立のハンセン病資料館では一部こうした取組が開始されているため、各地の社会交流会館等でも同様の取組が進められるようノウハウの伝達などの支援を行う。

②後継者育成

- ・実体験に基づいた、一人称による説明は、やはり説得力が高い。このため、入所者や退所者の中で比較的若い方の中から、協力いただける方に語り部として活動していただく。
- ・このため公募、縁故を含めて広く協力者の募集等を行う。その際、自分の経験を語りたくない、自分は語り部として適任ではないとして断られることもあるが、丁寧に話しをして役割や責任を感じた方が語り部になってくれた例もあることから工夫が必要である。まずは、語り部としてではなく、「ハンセン病回復者・元患者等と行く資料館見学ツアー」の開催など、来訪者と交流し、自らの体験を話していただくような場を設け、自らの経験を語ることに慣れていただく場を設けることも有効と考えられる。
- ・一方でハンセン病回復者・元患者等が年を追うごとに減少していくことは避けようのない現実である。そのため、ハンセン病回復者・元患者等でない方を伝承者として育成することが最終的には必要となる。
- ・その際、ハンセン病回復者・元患者等と身近に接した経験を有し、ハンセン病問題に関する知識も豊富な各療養所職員や職員OBの活用が現実的な手段として考えられる。
- ・他の人権団体や大学生のサークル活動など、協力いただける方を募集するとともに、そうした方々を伝承者として育成するためのプログラム開発に着手すべきである。その際、職員との役割分担や活動範囲、責任体制などについて検討することが必要である。また、ボランティアのモチベーション向上のため、地方公共団体からの委託や任命といった行為を絡ませることも有効と考えられる。まずは、長島愛生園、菊池恵楓園及び沖縄愛楽園などで行っているボランティアガイド養成講座やボランティア講習会のような取組を他の療養所にも横展開できないか検討してみることが考えられる。また、被爆者ではない方を活用している原爆資料館などの取組について研究し参考とすべきである。

※伝承者については、ボランティア形式で対応する広島のようなタイプと、職員として対応するひめゆりタイプがある。今後、両方式のメリット、デメリットを勘案しつつ方向性を検討していくことが必要である。

(2) 普及啓発活動主体の拡大

ハンセン病問題を風化させず、国民の隅々に至るまでハンセン病問題に関する普及啓発の効果を行き渡らせるためには、国や地方公共団体といった公的主体による取組だけ

では自ずと限界がある。また、効果を浸透させるためには、普及啓発活動は単発ではなく、継続的に繰り返し行うことが必要である。

そのため、企業、社会教育施設、NGO／NPO等を普及啓発の主体となるよう働きかけ、各自の役割を意識した連携作りを進めることが有効である。また、普及啓発を受けた人が地元や家庭、職場等に帰ってから、周囲に学んだ事柄をメッセージとして伝えてもらうような仕組みを作ることが必要である。

なお、普及啓発主体の拡大を図る場合は、普及啓発の手段も、それぞれの得意分野に応じて多様化してくることが見込まれ、柔軟な対応が必要である。

①企業等

- ・ 国立のハンセン病資料館への訪問者は、企業関係者が少ないとの印象があるが、企業研修等で来館者は増加傾向にある。企業活動における人権教育の重要性を学ぶという機運を醸成することにより、人権意識の向上が当該企業のステータス向上につながるとの流れを作り出し、企業関係の訪問者を増加させるよう努める。また、国の機関や地方自治体職員の研修等も行われているが、高い人権意識を有することは公務に携わる者が当然に備えるべき大前提であることに鑑み、新人研修等の拡大に努める。
- ・ 企業関係の訪問者数の状況を見つつ、必要があれば、企業の人事担当者や研修担当者向けのプログラムを開発する。ここで学んだことを職場に戻って企業活動に生かしてもらうという流れを生み出していくことが必要である。
- ・ 研修以外にも、業種によっては、例えば旅行会社が国立のハンセン病資料館や社会交流会館訪問ツアーを企画するなど、本業にハンセン病問題の普及啓発を組み入れ、社会貢献とビジネスチャンスの一石二鳥を求めるような流れを作り出すよう工夫する。

②社会教育施設

- ・ 社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修といった場を活用してハンセン病問題の普及啓発を実施することにより、各々の地域に戻ってさらに普及啓発の波が広がっていく効果が期待できる。そのためには、文部科学省との連携が重要となる。

③NGO／NPO等

- ・ イベントの共同開催等を通じて、NGO／NPO等の方々にもハンセン病問題につき理解をしていただく。こうした方々は、元々意識の高い人たちであり、それぞれの活動を通じたハンセン病問題への理解の広がりが期待できる。

④個人

- ・ 受身的に活動に参加するよりも、能動的に参加することでより啓発につながる。個人として普及啓発に主体的に貢献できる場が目に見える形で存在していれば、それを意識して学ぶことも可能となり、より深い理解につながることを期待できる。このため、義務的要素の薄いプログラムを受け皿として検討することも有益と考えられる。

2. 普及啓発の対象者拡大

(1) アウトリーチ

ハンセン病問題に関する普及啓発の効果国民一人一人に広く浸透させるとの観点からすると、国立のハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館での展示資料による普及啓発活動は、「待ちの姿勢」であると言わざるを得ない。とりわけ、設置の経緯からアクセスの不便な地に立地している社会交流会館にわざわざ足を運んでくれる来館者は、国民の間でもかなり関心の高い方々である可能性が高い。

今後、国民一般に普及啓発の効果波及していくためには、出張講演を強化するほか、ハンセン病問題に対する知識や関心が必ずしも高くない国民を国立のハンセン病資料館や社会交流会館に招きよせるためのきっかけづくりについて工夫が必要不可欠となってくる。

① イベント連携

- ・まずは、国立のハンセン病資料館や社会交流会館以外にもハンセン病問題の普及啓発をしている団体があるので、イベントの共同開催などの形でこれらを活用する。また、こうした団体を通じてハンセン病の普及啓発活動を広げていく方策について関係者間で検討する。
- ・各療養所が主催する、桜を観る会や盆踊りなどの地域交流行事については、近年、多くの参加者を集めることができるようになってきている。これらの行事の際に、国立のハンセン病資料館や社会交流会館にも立ち寄ってもらえるようにするための工夫につき検討する。
- ・近隣住民以外にも、広く一般の人に関心を持ってもらえるようなイベントを開催し、ハンセン病問題や国立のハンセン病資料館に関する情報を併せて提供する。例えば、映画「あん」の上映会、ハンセン病問題に関する講演やシンポジウム、療養所の敷地を活用した農業体験等の開催が考えられる。
- ・イベント以外にも、国や地方公共団体、企業が行う研修のメニューに国立のハンセン病資料館や社会交流会館への訪問を追加してもらうよう、関係者に対して働きかけを行う。
- ・旅行会社やイベント会社等の協力が得られれば、国立のハンセン病資料館や各療養所を観光ルートやイベント会場の一環として組み込んでもらうことも考えられる。そのため、社会交流会館の積極的活用などの方策が考えられる。また、修学旅行生の誘致に当たっては、旅行会社や校長会等が合同で研究会を開催している場合もあり、こうした場に応援することも有効と考えられる。

② 他の人権団体等との連携

- ・人権擁護、福祉、教育等、各分野で活動している団体と共同・連携しつつ、幅広い啓発・広報を行う。
- ・その際、相手方にも連携のメリットがある旨を十分にアピールするべきである。例え

ば、ハンセン病問題に対する理解を深めることにより、他人への思いやり（いじめ問題対策や各種差別問題対策につながる）や、いのちの大切さ（自殺問題対策につながる）、ふるさとのありがたさ（地域づくりにつながる）などへの理解が同時に進むことが期待できる。

③他の学術・研究分野との連携

- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館における展示については、ハンセン病問題を中核としつつ、歴史や美術、文学などの分野に広がりを見せている。こうした状況を活用し、元々ハンセン病問題には関心が必ずしも高くなくても、展示内容や展示分野に関心を持つ方々に足を運んでもらえるよう、レベルの高い展示を行うべく創意工夫を行うべきである。

（２）関係機関との連携強化

ハンセン病問題について知ってもらうきっかけを提供する場合、網はできるだけ広く張っておくのが望ましい。また、せっかくハンセン病問題の存在を知ってもらっても関心を持ってもらえなければ意味がないため、ハンセン病関係機関が総力を結集し、連携して興味をそそる内容の濃い展示や解説、サービス等を行うことが必要である。

①国立のハンセン病資料館をハブとしたネットワークづくり

- ・ネットワークの構成員としては、各療養所の社会交流会館のほか、国立ハンセン病研究センター、海外のハンセン病関係の博物館などが考えられる。
- ・国立のハンセン病資料館で実施している取組のうち、先進的事例や最新の医学情報などについて、当該ネットワークを経由して構成員に届けることで、現地での普及啓発への波及効果が期待できる。
- ・また、現在でも新規患者が発生し、ハンセン病回復者・元患者等への差別が根強い地域が残る海外の状況を知ってもらうことにより、課題の深さを実感してもらえるようにするため、中長期的には海外のハンセン病博物館等との連携も有効である。

②地元自治体との連携

- ・療養所所在地の地方公共団体との間では、既に各種の連携が図られているが、効果的な取組については他の療養所とも情報の共有を図ることが望ましい。
- ・地方公共団体そのもの、あるいは地方公共団体に関与しているNGOやNPOの中には、活動や事業を行うためのスペース探しに困っていることが多いと考えられる。療養所のスペースを開放し、有効利用してもらうことで、Win-Winの関係を築くことが可能となるため、こうした視点から検討を進めることも有効と考えられる。ただし、活動が営業目的などの場合を排除できるよう、事前に開放に向けたルール作りを行うておくことが必要である。

（３）地方支援

ハンセン病問題に関する普及啓発の効果を全国津々浦々まで広く浸透させるために

は、普及啓発の拠点と位置付けられている国立のハンセン病資料館のみならず、全国各地に存在する各療養所の特色を踏まえた取組が重要な役割を果たす。地域における普及啓発拠点とも言える社会交流会館の魅力を高め、一人でも多くの国民に足を運んでもらえるようにするため、社会交流会館の整備や活動の状況を踏まえた支援策を検討する必要がある。

① 学芸員の効果的配置

- ・社会交流会館における活動状況や来訪者数に応じた学芸員の配置を進めるとともに、ハンセン病問題に関する全国の学芸員間で効果的な情報交換や協力が行えるネットワークづくりにつき検討を行う。

② 先進事例の紹介

- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館の普及啓発活動のうち先進的事例につき、定期的に情報交換する場を設けることにより、他の療養所における取組の参考にしてもらおう。良い事例についてはHPなどで広く公開し、国民に訪問してもらおうきっかけとする。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック

2020年のオリンピック・パラリンピック開催を控え、海外からの注目が集まるこの機会を有効に活用すべきである。また、オリンピック・パラリンピックは、日本を海外にアピールする機会であるだけでなく、国民的祭典であることからオリンピック・パラリンピック広報は外国人だけでなく、多数の国民の目にも留まりやすい。このため、オリンピック・パラリンピック広報との連携は高い効果が期待される。

① オリンピック・パラリンピック広報との連携

オリンピック・パラリンピック広報には、直接海外に向けて発信されるものと、訪日客に向けて発信されるものに大別される。現実的なアプローチとしては、訪日客向けのオリンピック・パラリンピック広報や関連する支援活動の中から、国立のハンセン病資料館や各地の療養所を訪問するきっかけに結び付けられる可能性があるものを見極め、実際の訪問につなげていく方策につき検討する。

② 訪日外国人の受け皿整備

- ・オリンピック・パラリンピック関係で、障害者やハンセン病回復者・元患者等も大勢来日することが予想される。彼らの知的関心に応えるべく、国立のハンセン病資料館への訪問や療養所の見学ツアーなど積極的なアピール方策を検討する。
- ・海外からの来館者にも展示だけでなく、解説内容についても理解してもらえるよう、まず案内板や解説、パンフレット等の英訳を進める。可能であれば、中国語や韓国語など来館者数が多く見込まれる国の言語への翻訳を進める。この際、外部からの協力を募ることが必要不可欠と考えられることから、その進め方につき検討する。
- ・外国人来館者の増加に備え、外国語対応のボランティアガイドの活用につき検討す

る。その際、説明内容に加え、責任体制や説明内容の正確性を担保する方策についても併せて検討を行うことが必要である。ボランティアガイドの活用が難しい場合には、音声ガイドの多言語化を進めるなど代替策を検討する。

③ホームページの多言語化

- ・海外からのアクセス増加が見込まれることから、国立のハンセン病資料館や社会交流会館のホームページの多言語化を進める。
- ・すべての言語に対応することは困難が伴うため、主要言語から順次対応していく。
- ・それ以外の言語については、近年普及が進んでいる無料翻訳ツールを活用することも考えられる。その際、公式な翻訳ではなく、一部誤訳も含まれる可能性があることから、無料翻訳ツールを使用しており必ずしも正確でない部分がある旨、お断りを挟み込むなどの工夫を併せて行うことが必要である。

3. 普及啓発の効果的実施

(1) 目標の具体化

ハンセン病問題解決という目標達成のためには、適切なアウトカム目標とアウトプット目標を意識的に設定することが必要である。ハンセン病問題の場合、アウトカム目標はハンセン病回復者・元患者等の名誉回復である。

普及啓発には、いくつかの段階があると考えられるが、これらの各段階を意識し、それぞれにふさわしい取組を行っていくことが必要である。そのため、普及啓発の対象者の段階に応じて、目標を三段階に分解してアウトプット目標を示すこととする。

ここでは、必ずしもすべての国民に第三段階に到達し、ハンセン病問題の解決に向けて貢献してもらうことが目的ではないことに留意が必要である。ハンセン病回復者・元患者等をはじめ、人権侵害を受ける可能性のある方々に接する際に、ハンセン病問題のような人権侵害を二度と繰り返してはならないことに気付いてもらうことが重要なのであり、必ずしも積極的な行動を求めるものではない。国民一人一人が、それぞれの状況や考え方に基づいてふさわしい段階に達してもらうことにより、誤った事実認識による不当な差別を行うことがないよう防止することが目的となる。

①ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み

- ・広く一般の人に関心を持たせるようなイベントを開催し、ハンセン病問題や国立のハンセン病資料館や社会交流会館に関する情報を併せて提供する。
- ・初めての来館者にハンセン病問題への関心・共感を持ってもらうような展示方法や解説等の工夫を行う。
- ・ハンセン病に関する対する医学的知識（感染力が極めて弱い、日本における生活水準向上により、感染しても発症することは極めて稀、万一発症しても薬で完治可能）の普及も一緒に行う。

②ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応

- ・ハンセン病を知った後、より深く知りたいとの欲求を感じたときに、情報へのアクセスの容易さが興味を深めることの成否を左右する。インターネットなど、手軽な情報収集ツールの充実を図る。
- ・国立のハンセン病資料館のホームページについては、ポータルサイト化やバーチャル資料館化、語り部動画の導入など、アクセス件数を増加させる方策について検討する。
- ・国立のハンセン病資料館においても、リピーターに飽きられないよう展示や解説につき工夫する。その際、語り部の映像記録だけでなく、生き様や生の声が伝わるハンセン病回復者・元患者等の書き残した図書や音声記録などを効果的に活用する。
- ・ハンセン病に関心を持った方同士が、お互いに意見を述べ合い、考えるための、気軽な機会を設ける。意欲のある方には、シンポジウムに参加いただくなど、よりハイレベルの受け皿も用意する。

③ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を望む層への受け皿づくり

- ・何らかの貢献をしたい人であっても、実際に何をしたら良いのか分からないことも多い。例えば、比較的長期かつ集中的にハンセン病問題を学んでいただく夏期セミナーでは、実際に行動に移したいという方が現れる蓋然性が高いと考えられることから、こうしたセミナーの修了者を対象としたプログラムを考えてみることは有意義と思われる。
- ・また、ハンセン病問題に関する理解を国民の隅々にまで浸透させるには、国や地方公共団体、関係団体による取組だけでは限界がある。これらの普及啓発を受けた方々が地元や家庭に帰って、周囲の人にも学んだ内容を伝えてもらう必要がある。
- ・こうしたスキームを作り上げるのに最もハードルが低いと思われるのは、認知症サポーターのように、自分のできる範囲内でできることを身近な人々に対して行っていくというものであり、こうしたスキームを検討することは有意義と考えられる。そのためには、一般の解説とは別に、特別研修や体験プログラムの開発などにつき検討する。
- ・国立のハンセン病資料館と社会交流会館の運営形態の違いに留意しつつ、あくまでも国立のハンセン病資料館や社会交流会館の利用者として、ボランティア活動に関与してもらうための受け皿の創設について検討する。

(2) 効果測定

普及啓発について、各種取組の「やりっぱなし」では目標達成は覚束ない。それぞれの普及啓発の取組に関する効果測定や、目標に対する現状評価の在り方を検討し、その効果測定や評価の結果を踏まえて取組内容を改善していくというサイクルを生み出すことが必要である。

また、効果測定に活用するためには、調査の継続性が担保できる形として定期的に追跡調査を実施することが必要である。国立のハンセン病資料館は普及啓発の拠点であ

り、引き続き、入館者数の推移は注視していく必要がある。他方、客観的な数値の評価に加え、定性的な評価も重要であり、アンケート調査などが考えられる。

効果測定の方法については、適宜必要な見直しを行いつつ、実質的な効果があがるよう工夫していくべきである。

①アウトカム目標である名誉回復に関する効果測定

名誉回復が図られているかどうかを評価するに当たり、最も重視すべきはハンセン病回復者・元患者等の意識であることから、定期的なアンケート調査やハンセン病回復者・元患者等から感想を伺う懇談会を行う。その際、調査者側からの回答の誘導が起きやすいことから、質問内容については慎重に検討することが必要である。

また、身近なところでハンセン病回復者・元患者等と初めて接する機会があった際、ハンセン病問題の存在を認識していれば、差別を行ってしまうリスクは大幅に低減できると考えられる。このため、一般国民の意識についても、定期的に調査を行う必要がある。

②アウトプット目標である段階別取組に応じた効果測定

・ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み

アウトプット目標の評価項目としては、新規来館者数が挙げられる。そのため、来館者アンケートに訪問回数や訪問のきっかけ、感想などを答えてもらう項目を設け、新規来館者の動向を継続的に調査する。

・ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応

アウトプット目標の評価項目としては、複数回来館者数が挙げられる。そのため、来館者アンケートに訪問回数や訪問理由、新たな発見事項の有無などを答えてもらう項目を設け、リピーターの動向を継続的に調査する。

また、ホームページへのアクセス件数を継続的にカウントするとともに「お探しの情報は見つかりましたか」「内容は分かりやすかったですか」などのアンケートの導入を検討する。

・ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を望む層への受け皿づくり

アウトプット目標の評価項目としては、数値に基づく客観的指標の設定は困難であるが、貢献を望む層の状況を的確に把握し、ニーズに応じた受け皿を構築しているかを評価する。

4. 従来の普及啓発活動の充実強化

(1) 教育啓発の充実

・学校教育では、ハンセン病問題への取組について地域や学校により温度差がある。このため、都道府県や教育委員会の学校教育担当者を対象としたハンセン病問題の普及啓発を実施することは有効である。指導担当者会議などの場を活用することが考えられる。

- ・社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修、といった場を活用してハンセン病問題の普及啓発を実施することにより、各々の地域に戻ってさらに普及啓発の波が広がっていく効果が期待できる。
- ・文部科学省や法務省との連携の強化を図る。

(2) IT活用

- ・ハンセン病問題に関心を持った人がさらに知識を増やそうとする場合、まずはネットで検索することが考えられる。その際、正確かつ良質な情報へアクセス可能かどうか重要な分かれ目となる。このため、国立のハンセン病資料館の情報が検索ヒット順の上位に来るよう工夫が必要である。
- ・ハンセン病問題に関する各種シンポジウム等につき、インターネットでオンライン配信する。
- ・若い層を巻き込むため、インターネット（SNSを含む。）のさらなる活用方策について検討する。ただし、ソーシャルメディアについては、偏見に基づく書き込みも散見されるなど、差別を拡大する怖さも併せ持つツールであることに留意し、ネット対策を十分に行うことが必要である。

(3) メディア活用

- ・新聞やテレビの果たす役割も重要。地方紙はかなり詳細に取り上げてくれるケースも多いので、そうした成功例を厚生労働省や地元自治体、国立のハンセン病資料館や社会交流会館などの関係者間で共有し、各地方での報道機関関係者との連携をさらに密にすることが望まれる。
- ・また、地方には若手記者が多く、若い時期に取材した事項は刺激的で強烈な印象を受けけるものであり、こうした記者への働きかけは効果が高いと期待できる。そのため、各療養所と報道機関の支局の間でメディア懇談会のようなものを開くことが考えられる。
- ・全国的な報道機関にハンセン病問題を取り上げてもらうためには、記者クラブの役割が重要。その際、人権問題に関心の高い記者につなげてもらうよう意識的に働きかけることが必要である。
- ・イベントを開催する際には、記者は多忙なので、できるかぎり単発ではなく複数回のイベントを組むようにし、かつ、その中には施設見学会を織り込むなど、メディア側の関心を高める企画づくりを工夫することが重要である。
- ・語り部の減少という状況は、ニュース性が高いことから、国民の関心を呼び起こすことにつながりやすいと考えられる。協力者の募集と合わせて状況を報道してもらうことが有効である。
- ・自治体広報誌は、特に地方部において住民のかなり多くに読まれているという実態がある。また、複数の自治体の広報担当者が共同で療養所を取材し共通の特集記事を掲載するなどの工夫もされている。こうした活動を広めるための取組を行う。

第5 今後の進め方

- ・以上の提言は、らい予防法の廃止から20年が経過した現時点の状況を踏まえ、これまでの普及啓発の取組を振り返ることにより、今後20年を見据えて、改善・見直しや充実・強化が必要と思われる事項について触れたものである。
- ・これらの提言の中には、緊急に対応することが必要不可欠なものから、実現に向けては数々のハードルをクリアしなければならないものまで、あるいは、意識の持ちようを変えることで大きな負担なく実現できる項目から、その道の専門家の知恵を借りた上で慎重に検討しなければ実現できないものまで、極めて多岐に渡っている。
- ・このため、以上の項目に優先順位をつけて、必要な事項を順次国立のハンセン病資料館の年度計画に盛り込むこととし、その実施状況については、毎年、企画検討会においてフォローアップを行うものとする。

ハンセン病問題に関する普及啓発促進に向けて (厚生労働省としての当面の取組) (H29.3.31)

厚生労働省は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条の規定に基づく普及啓発を一層推進するため、ハンセン病資料館等運営企画検討会における提言を踏まえ、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館（以下「国立のハンセン病資料館」という。）や社会交流会館が求められる機能を発揮できるようにするための環境整備を行うとともに、普及啓発の取組に関する効果を評価し、その結果を踏まえた必要な見直しを行うものとする。

1. 環境整備の例

- ・ 必要な普及啓発予算の確保
国立のハンセン病資料館及び社会交流会館において、効果的な普及啓発が実施できるよう運営費及び学芸員の配置や活動費等について、必要な予算の確保に努める。
- ・ 関係省庁間の連携強化
イベントの共同開催相手や普及啓発活動にふさわしい場の相談など、文部科学省、法務省、外務省等との連携の強化を図る。
- ・ 地方公共団体への協力依頼
全国課長会議やハンセン病問題対策促進会議など種々の機会を捉えて、更なる普及啓発の充実や、国立のハンセン病資料館や社会交流会館との連携強化について協力を依頼する。
- ・ 民間部門やメディアへの働きかけ
ハンセン病問題に関するイベントの後援や周知に協力いただけるよう働きかけを行う。
- ・ 関係者間の調整
国立のハンセン病資料館が行う普及啓発が円滑に行えるよう、関係者間の調整が必要な場合に厚生労働省が関与し調整を行う。

2. 取組方針の設定と評価

- ・ 国立のハンセン病資料館による次年度計画の策定に資するよう、次年度の取組方針を年度開始前に設定し、国立のハンセン病資料館に提示する。取組方針案の作成に当たっては、ハンセン病問題対策協議会の確認事項の内容を踏まえるとともに、国立のハンセン病資料館との意思疎通を十分に図るものとする。
- ・ 国立のハンセン病資料館による前年度の取組につき評価を行い、十分な効果があげられていない場合には、改善に向けて必要な助言を行う。

平成 29 年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針

国立のハンセン病資料館は、ハンセン病問題に関する普及啓発の取組の現状と進捗状況に鑑み、平成 29 年度においては、特に、以下の課題に優先的に取り組むものとする。

1. 語り部機能の存続

ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進み、年々語り部として活躍する方も減少していることから、語り部機能の存続が急務となっている。このため、現在の語り部に関する記録の保存を進めるとともに、後継者となる新たな協力者（ハンセン病回復者・元患者等）の募集等を行うものとする。

あわせて、ハンセン病回復者・元患者等でない伝承者・説明員の育成方法について、他の組織の例などを参考に、候補者、募集方法、育成プログラムの内容等に係る検討に着手する。

2. 他の団体との連携強化

一般の方々にハンセン病問題に対する知識や関心を高めてもらうためには、国立のハンセン病資料館等に足を運んでもらう必要がある。そのきっかけとするため、まずは、国立のハンセン病資料館の設置趣旨や事業理念に賛同する団体とのイベント共同開催等に向けた具体的準備に着手するものとする。

3. オリパラ広報と連携した普及啓発の在り方に関する検討及び実施

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで残すところ 3 年余りとなっており、普及啓発の効果を最大限発揮させるためには早期の開始が望まれる。このため、オリパラ広報と連携した普及啓発の具体策を検討し、実施可能なものから実行に移すものとする。

4. ハンセン病回復者・元患者等及び一般国民の意識調査の在り方に関する検討普及啓発活動の効果を測定するために実施する、ハンセン病回復者・元患者等及び一般国民の意識調査の実施方法の検討に着手し、平成 30 年度を目途に意識調査を実施できるよう必要な準備を進めるものとする。

5. 対象者の認知度等に応じた取組の在り方に関する検討

ハンセン病問題に関心を持たない層、関心を深めたい層、解決に向けて貢献を望む層のそれぞれに対する、効果的なアプローチ方法についての検討に着手し、可能なものから順次実行に移すものとする。

6. 中長期計画の策定

上記の検討内容及び 29 年度における事業実施状況を踏まえ、厚生労働省と協議の上、今後 3～5 年を見越した中長期計画を策定する。

平成30年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針

ハンセン病問題に関する普及啓発の取組の現状と進捗状況に鑑み、ハンセン病回復者・元患者の意見を聞きながら、平成30年度においては、特に、以下の課題に優先的に取り組むものとする。

1. 語り部機能の存続

語り部に関する記録について、保存・編集作業を進め、記録の活用方法を検討する。また、各園の社会交流会館等と連携し、記録の保存状況の確認を行い、同様の取組を進められるよう支援を行う。後継者育成については、引き続き、協力者の確保、体験講話等の開催を行う。

あわせて、回復者でない伝承者・説明員の育成方法について、引き続き他の組織の例などを参考に、育成プログラム等の検討を行う。

2. 他の団体との連携強化

現在、検討・調整を進めている団体を始め、人権擁護、福祉、教育等の分野で活動している団体や、外部講演等を実施した企業や学校などへのアプローチを行い、具体的にイベント等の共同開催についての検討を進め、今後、モデル的に実施する。

3. オリパラ広報と連携した普及啓発の在り方に関する検討及び実施

東京オリンピック・パラリンピックの機会に、国立ハンセン病資料館等へ訪問するきっかけ作りとして、訪日前に計画を立ててもらえるよう、インターネットでのPR映像等の情報発信、資料館訪問ツアーなどの企画を検討し、関係者への協力要請に着手する。

あわせて、ホームページや資料館内の案内板、展示解説、パンフレット等の外国語訳や視覚・聴覚障害者向けの対応等を進める。その際、ボランティア等外部からの協力も有効活用する。

4. 回復者及び一般国民の意識調査の在り方に関する検討

普及啓発活動の効果を測定するため、一般国民向け意識調査を実施する。その際、過去に行われた調査結果と比較できるよう質問項目や調査対象について工夫するとともに、それらの結果を踏まえ、国民意識の現状を分析するものとする。

そのほか、一般国民の意見を聴取する手法（回答者がハンセン病回復者を自分の人生と関連づけて考えられるような質問項目の工夫を含め）について関係

者の意見も聞きながら検討する。

あわせて、回復者に対するアンケート調査や感想を伺う懇談会等の実施を検討する。

5. 対象者の認知度等に応じた取組の在り方に関する検討

関心を持たない層に対しては、意識調査の結果等を踏まえ、年代別でターゲットを絞りイベントのテーマを決めるなどアプローチ方法の工夫を行う。関心を深めたい層に対しては、提供資料（語り部動画、図書や音声記録など）の充実を図るとともに、関心を持った方同士が交流できる機会を設けることを検討する。

解決に向けて貢献を望む層に対しては、外国語通訳等への協力やボランティアガイドなど、ボランティア登録制度の導入について検討する。

6. 中長期計画の進捗管理

中長期計画の進捗管理を行うとともに、期中修正、改正等の必要が生じた場合は厚生労働省と協議する。

平成31年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針

ハンセン病問題に関する普及啓発の取組の現状と進捗状況に鑑み、ハンセン病回復者・元患者の意見を聞きながら、平成31年度においては、特に、以下の課題に優先的に取り組むものとする。

1. 語り部機能の存続

語り部に関する記録について活用を進めるとともに、各園の社会交流会館等の記録の保存について引き続き支援を行う。後継者育成については、引き続き、協力者の確保、体験講話等の開催を行う。

また、回復者でない伝承者・説明員の育成方法について、引き続き他の組織の例などを参考に、育成プログラム等の検討を行う。

2. 他の団体との連携強化

現在、検討・調整を進めている団体を始め、人権擁護、福祉、教育等の分野で活動している団体や、その他、企業や学校などへのアプローチを継続的にを行い、資料館への訪問を促すような取組を実施する。

また、メディア向け勉強会の開催や、ICOM（国際博物館会議）への参加など、新たな連携方法などについても検討を行う。

3. オリパラ広報と連携した普及啓発の在り方に関する検討及び実施

東京オリンピック・パラリンピックの機会に、国立ハンセン病資料館等へ訪問するきっかけ作りとして、訪日前に計画を立ててもらえるよう、インターネットでのPR映像等の情報発信、資料館訪問ツアーなどの企画を検討し、関係者への協力を要請する。

あわせて、資料館内の案内板、展示解説、パンフレット等の外国語訳や視覚・聴覚障害者向けの対応等を進めるとともに、ホームページについても、アクセシビリティを高める。

4. 一般国民及び回復者の意識調査の実施

ハンセン病問題に関する認知度、理解度を把握するため、一般国民向け意識調査を実施する。その際、過去の調査結果との比較や、一般国民の意見を聴取する手法（回答者がハンセン病回復者を自分の人生と関連づけて考えられるような質問項目の工夫を含め）について、関係者の意見も聞きながら質問項目等を設定する。

あわせて、回復者に対するアンケート調査や感想を伺う懇談会等の実施を検

討する。

5. 対象者の認知度等に応じた取組の在り方に関する検討

正しい理解を促すため、意識調査の結果等を踏まえ、年代別でターゲットを絞リイベントのテーマを決めるなどアプローチ方法の工夫を行う。

また、より理解を深め、具体的な行動につなげていくため、提供資料（語り部動画、図書や音声記録など）の充実を図るとともに、関心を持った方同士が交流できる機会を設けることを検討する。

自ら取組を希望する者に対し、外国語通訳等への協力やボランティアガイドなど、ボランティア登録制度の導入について検討する。

6. 国立ハンセン病資料館常設展示のリニューアル

資料館運営委員会において、ハンセン病回復者等の意見を聞きながら、常設展示のリニューアルの検討を行う。

令和2年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針

ハンセン病問題に関する普及啓発の取組の現状と進捗状況に鑑み、ハンセン病回復者・元患者及びその家族の意見を聞きながら、令和2年度においては、特に、以下の課題に優先的に取り組むものとする。

1. 語り部機能の存続

語り部に関する記録について活用を進めるとともに、各園の社会交流会館等の記録の保存について必要に応じて支援を行う。後継者育成については、引き続き、協力者の確保、体験講話、団体向け語り部活動等の開催を行う。

また、語り部機能の継承に関する勉強会を開催し、回復者でない伝承者・説明員の育成等について検討を行う。

2. 元患者家族に対する偏見差別及びその体験の実態調査並びに元患者家族の苦難等に関する普及啓発

ハンセン病回復者・元患者の家族に対する偏見・差別を解消するため、家族が受けた偏見・差別の実態及びこれまでの生活実態や苦難などについて調査等を行い、展示、配布物、イベント等による普及啓発を行う。

3. 他の団体との連携強化

現在、検討・調整を進めている団体を始め、人権擁護、福祉、教育等の分野で活動している団体や、その他、企業や学校などへのアプローチを継続的にを行い、資料館への訪問を促すような取組を実施する。

また、メディア向け勉強会を引き続き開催する等、新たな連携方法などについても検討を行う。

4. オリパラ広報と連携した普及啓発の実施

東京オリンピック・パラリンピックの機会に、国立ハンセン病資料館等へ訪問するきっかけ作りとその後に続く対応環境を整備するため、訪日前に計画を立ててもらえるよう、インターネットでのPR映像等の継続的な情報発信、資料館訪問ツアーなどを企画・実施する。

あわせて、資料館内の案内板、展示解説、パンフレット等の外国語訳や視覚・聴覚等障害者向けの対応等を進めるとともに、ホームページについても、アクセシビリティを高める。

5. 対象者の認知度等に応じた取組の在り方に関する検討

正しい理解を促すため、ターゲットを明確にしたイベントのテーマを決めるなどアプローチ方法の工夫を引き続き行う。

また、より理解を深め、具体的な行動につなげていくため、提供資料（語り部動画、図書や音声記録など）の充実を図るとともに、関心を持った方同士が交流できる機会を設けることを検討する。

6. ボランティア等の活用

ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を希望する者に対し、外国語通訳等への協力やボランティアガイドなど、インターンシップやボランティア登録制度の導入について検討する。

展示構成表 導入展示～常設展示室1

大コーナー	小コーナー	主な展示資料		備考	
		タイトル	展示形態		
A プロムナード					
活動の目的、設立経緯、基本情報					
		高松宮記念ハンセン病資料館設立から国立ハンセン病資料館としての再開館、現在に至るまでの活動について紹介。	高松宮記念ハンセン病資料館設立準備・開館、らい予防法廃止、国家賠償請求訴訟、国立ハンセン病資料館として再開館、ハンセン病基本法制定、各年度の統一交渉の内容、各年度の資料館運営情報などの事項に関する資料	写真 テキストパネル	開館20周年記念展の内容をもとに設置(2016年)。
	ロビー展示	ハンセン病家族訴訟について(パネル展示)	ハンセン病家族訴訟の判決文、原告のメッセージ、内閣総理大臣談話、弁護士声明、改正法文	テキストパネル 写真	
		新聞コーナー	新聞記事	実物	新聞記事スクラップ
A-1	導入展示	療養所を社会から隔てるもの	瀬溝、コンクリート壁、柵の垣根の写真	写真パネル	
			瀬溝の対岸までの距離、壁や垣根の高さを示す模型	造作	
			映写機、消防団制服、消防ホース車等	実物資料	
		常設展示室の概要と展示を見るにあたっての基本知識	展示室のご案内	テキストパネル	
			ハンセン病という病気について	テキストパネル	
			ハンセン病療養所所在地図	グラフィック	
			「古くから差別されてきたハンセン病とはこんな病気です」パネル	グラフィック	
			不治の病から治る病気へ、癩からハンセン病へ	グラフィック	
B-0 第1展示室 歴史展示 日本の政策を中心としたハンセン病をめぐる歴史					
B-1	古代から近世まで		年表		
	<p>古代から近世までのハンセン病への認識は、時代によって、感染する病、仏罰による病、「けがれ」た病、家筋・血筋が原因の病、というように変化し重なりあっていました。そうしたなかで、患者たちは罪深い者、業を負った者として社会の底辺におかれました。</p> <p>ここでは家から被差別者の集落へ移り住み、あるいは命絶えるまで、治癒を祈り物乞いをし、放浪しながら生きた人々の姿を追います。</p> <p>一方こうした時代にあっても、少数ですが、患者を排除せず、同じ人間として付きあってきた可能性を示す事例も存在していました。</p>	差別のはじまり	「日本書紀」より抜粋	グラフィック	
		古くからさまざまな形で嫌われ、恐れられてきたハンセン病。宗教における病の認識の広がり、日本におけるハンセン病への考え方は、じまりをさぐる。	「令集解」より抜粋	グラフィック	
		仏罰という意識	『諸病源候論』	書籍	
		仏教の広がりにつれて、ハンセン病は、「無間地獄」に落ちることと同じく重い仏の罰とされた。患者の絶望はいかばかりだったろう。	「日本霊異記」より抜粋	グラフィック	
		「けがれ」意識の広がり	起請文 罰文	グラフィック	
		当時、病気や死体、血などは「けがれ」として自分の身を「清浄」に保つために遠ざけるものとされた。	「一遍上人絵詞」第3巻1段 「尾張甚目寺にて大衆に飲食を施す」	グラフィック	
		「けがれ」た存在とされていた患者たちの多くは、苦しい生活を送っていた。	「一遍聖絵」十一 淡路天満宮の図 聖戒作 (国宝)	グラフィック	

	<p>家と血の病としての認識</p> <p>家を重んじる考えが広がり、家筋や血筋の病とみなされるようになった。患者だけでなくその家族全体への差別が作りだされてゆく。</p>	「河内屋可正旧記」東町常信物語之事	写真・テキスト		
	<p>前近代の救済活動</p> <p>社会の底辺におかれるなかで、機会は少なくとも、人間として扱われることが、患者にとってどれほど救いになっただろう。</p>	『府内古図』 1829 (文政12) 北山十八間戸	グラフィック 写真		
	<p>映像 (宗教とハンセン病)</p>	新約聖書・コーラン・妙法蓮華経より抜粋	写真・テキスト	グラフィック等で取り上げられなかった内容に関する解説映像	
B-2	<p>患者収容のはじまり 1870年代 (明治初期) ~1920 (大正9) 年頃</p> <p style="text-align: right;">年表</p>				
<p>明治以降、町場や各地の神社・仏閣・温泉などには、家を出ざるをえなくなり放浪していた患者たちが多くいました。それまで世間から見捨てられるのみであった患者に、医療を行おうとする医師らも現れはじめ、宗教者たちによる救済活動もなされました。明治末からは、放浪する患者の隔離が国家の対策としてはじめられました。</p> <p>その背景には、コレラなどの急性伝染病の流行に対し、消毒・隔離などの細菌学を基礎とした対策が導入されたこと、患者たちの存在が「文明国」にふさわしくないとされたことなどがありました。</p> <p>公立の療養所がつくられ、数年後にはすでに患者作業や監禁室が登場し、断種手術がはじめられていました。</p> 	<p>治癒への望み</p> <p>不治の病だといわれてきたが、少数ながら「治療できる」とする医師らが現れた。実際に治ったかどうかは別として、患者にとっては大きな希望だったに違いない。</p>	回天病院設立広告	実物	複製	
	<p>宗教者たちの救済活動</p> <p>放浪する多くの患者を救済したのはキリスト教をはじめとする宗教者たちであった。宗教者たちは寄付を募るなど資金を集め、国の対策以前に各地に私立療養所をつくり、それまで顧みられることのなかった患者に家や食事、宗教による精神的な安寧を与えた。</p>	後藤昌文の講演録	実物		
		岡村商店製の大風子油	実物		
		「癩病蔓延ノ予防及ビ癩病家ノ注意書」	グラフィック		
	<p>ハンセン病の伝染病判明と「癩予防ニ関スル件」の成立</p> <p>ハンセン病は伝染病であることが判明した。当時、コレラなどの急性伝染病が蔓延していた。これに対し、細菌学を基礎にすえ、社会防衛を主な目的とする対策が世界的にとられていた。日本でも1907 (明治40) 年、「癩予防ニ関スル件」の成立により、国家としての対策がはじまった。</p>	近代初期に設立された主な私立療養所の写真	グラフィック		
		テストウイドからオズーフ宛ての書簡	グラフィック		
		「土地建物売買証書」慰廃園	グラフィック		
		大隈重信からリデルへの書簡	実物	複製	
	<p>療養所の実態</p> <p>初期の公立療養所は主に放浪する患者を収容対象とした。医師が不足し、他の病気を診る専門医もいなかった。不自由者の付添い介護や衣食住にかかわる作業も患者が行った。また後に結婚の条件とされる断種手術がはじめられていた。</p>				
		「虎列刺退治 虎列刺の奇薬」	グラフィック		
		身延河原の掘建て小屋	写真		
		A.ハンセン	写真		
		光田健輔・東京市養育院	写真		
		明治四十年法律第十一号 (「癩予防ニ関スル件」)	グラフィック		
	<p>懲戒検束権と監禁室の登場</p> <p>療養所内の患者を統制するために、懲戒検束権と監禁室が登場し、懲罰による秩序維持がはかられた。</p>	最初の公立療養所	グラフィック・写真		
「各年収容患者中浮浪者ト浮浪ニ非ラサル者ノ比較表」		グラフィック			
盲人の洗濯作業		写真			
全生病院模型		模型			
<p>映像 (「文明国」とハンセン病)</p>	園内通用券	実物			
	内務省令第六号「懲戒検束規定」	グラフィック			
	監禁室 (大島療養所)	写真			
	ワゼクトミーに関する論文	文書	複製		

B-3	隔離の強化 1920（大正9）年頃～1945（昭和20）年	年表			
<p>癩は不治であり、治ったようにみえてもいつか再発して感染源になりうるとして、1920年頃から患者の隔離を強化する方向に政策が転換されていきます。1931（昭和6）年には「癩予防ニ関スル件」が改正され、「癩予防法」という題名が付けられるとともに、病気の絶滅という考えのもと、感染のおそれがあるとみなされた患者を強制的に療養所へ隔離できるようになりました。こうして全国に国立療養所を設置して、すべての患者を入所させる体制がつけられました。</p> <p>また古くからの偏見と、恐ろしい伝染病という宣伝とが相まって、いっそう患者を地域で生きにくくさせ、療養所へと向かわせました。それらは患者の意志を顧みることのないものでした。</p> <p>一方国際的には、隔離は伝染性の場合に限り、強制ではなく任意で行われることが望ましいと徐々に変化していきました。</p> 	<p>隔離の強化</p> <p>放浪する患者の収容だけでは不十分だとして、病気の根絶のために隔離の対象を自分の家に暮らす患者にも広げていった。</p>	<p>「根本的癩予防策要項」</p> <p>長島愛生園</p> <p>愛国絵葉書</p> <p>『癩の話』</p> <p>『癩予防施設概観』</p> <p>実物</p>	<p>グラフィック</p> <p>写真</p> <p>実物</p> <p>実物</p> <p>実物</p> <p>実物</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>複製</p> <p>複製</p> <p>複製</p>	
	<p>「癩予防法」の成立</p> <p>すべての患者の収容を可能にした「癩予防法」が成立した。より多くの患者を収容するために、国立療養所が誕生した。</p>	<p>法律第五十八号「癩予防法」</p> <p>「国際連盟らい委員会報告」</p> <p>隔離を批判した医師たち</p>	<p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>写真</p>	<p></p> <p></p> <p>小笠原登ら</p>	
	<p>無癩県運動</p> <p>人々のハンセン病への無知や嫌悪を推進力に、各県は「癩の根絶」を掲げ、患者のいない状態を競う無癩県運動をくりひろげた。十坪住宅建設、癩予防協会の活動などもこれを後押しした。</p>	<p>患者がいる地点に印をつけた地図</p> <p>本妙寺強制収容関連資料</p> <p>『絶望より希望へ』（パンフレット）</p> <p>『日本MTL』第89号</p>	<p>実物</p> <p>実物</p> <p>実物</p> <p>実物</p>	<p>複製</p> <p></p> <p>複製</p> <p></p>	
	<p>隔離の強化を支えたしくみ</p> <p>より多くの患者を収容するためには、狭い施設、乏しい予算、「男女問題」、患者の統制など療養所内の問題も克服しなければ不可能だった。そのために、さまざまな方策がとられた。</p>	<p>宮島俊夫「癩夫婦」より抜粋</p> <p>重監房設置を報じる新聞記事</p> <p>多磨全生園の入所者数と職員数の比率の推移</p> <p>患者作業一覧</p>	<p>テキストパネル</p> <p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p>	
	<p>戦争と窮乏</p> <p>兵士や母体としての強い体を求める戦時下で、患者はいっそう、必要のない存在とされていった。世間の白い目に追われて入所した患者たちは、戦火にもさらされた。</p>	<p>健康は身のため國のため（ポスター）</p> <p>菊池恵楓園パンフレット</p> <p>沖縄愛楽園の上水タンクに残る砲弾跡</p>	<p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>写真</p>	<p></p> <p></p> <p></p>	
	<p>映像（戦時下沖縄の強制収容）</p>	<p>日本軍による強制収容と沖縄戦の被害に関する資料</p>	<p>写真・証言映像</p>	<p></p>	
	<p>映像（私立療養所の閉鎖）</p>	<p>太平洋戦争の経過と私立療養所の閉鎖に関する資料</p>	<p>写真・証言映像</p>	<p></p>	
	B-4	化学療法と患者運動 1945（昭和20）年～1996（平成8）年	年表		
	<p>戦争が終わり、平和と民主主義の時代になりました。大日本帝国憲法に代わって、基本的人権の尊重を謳った日本国憲法が公布され、これまでの治療法に代わって、ハンセン病を治すことのできる化学療法が登場しました。</p> <p>これらの変化は多くの患者の、人間性回復への意識を目覚めさせました。このとき療養所は大きく変わるはずでしたが、国の政策と社会の態度に大きな変化はありませんでした。</p> <p>そのため、患者は自分たちで人間の尊厳を勝ち取っていかねばなりません。</p>	<p>終戦直後</p> <p>自分たちが置かれた実状を自覚し、あきらめていた治癒が可能になって、患者の意識は変わった。現実に手の届くところまで来た人間としての尊厳を回復し、病から解放されるために、患者の団結が必要だった。</p>	<p>特別病室事件の舞台となった「重監房」の跡</p> <p>「生活擁護患者大会」</p> <p>プロミン</p> <p>プロミン注射</p> <p>『癩の新薬プロミン』</p>	<p>写真</p> <p>文書</p> <p>実物</p> <p>写真</p> <p>グラフィック</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>
		<p>らい予防法闘争</p> <p>患者の意識は、療養生活の改善からさらに「癩予防法」の改正へと向かった。癩予防法（旧法）の基本方針と同じ、外出制限・秩序維持・消毒等の規定を持つ、らい予防法（新法）が成立した。療養所の別を越えて、全国国立癩療養所患者協議会（略称：全癩患協、後の全患協）を結成し、時代に合った改正要求運動を強力に行った。</p>	<p>全癩患協ニュース第一号</p> <p>第一回支部長会議</p> <p>らい予防法闘争関連資料</p> <p>「全癩患協ニュース 第十五号」</p> <p>全患協腕章</p> <p>らい予防法改正に関する付帯決議</p>	<p>文書</p> <p>写真</p> <p>写真</p> <p>文書</p> <p>実物</p> <p>テキストパネル</p>	<p>複製</p> <p></p> <p></p> <p>複製</p> <p></p> <p></p>



<p>療養のための施設をめざして</p> <p>社会復帰や園外に働きに出る労務外出は、療養所に患者の労働力に頼る運営の転換を迫った。患者作業の廃止、職員による看護・介護、生活費の保障など、当たり前であるはずの療養生活の実現を求めた。</p> <p>終の棲家</p> <p>高齢、後遺症による身体障害、身寄りのなさ、社会の受け入れ態勢の不備などが原因で、社会復帰できなかった多くの入所者は、再び一生を療養所で終える覚悟をした。園内を暮らしやすくし、自分たちの歴史を残すことが必要になった。</p> <p>開放医療</p> <p>沖縄では、一九六〇年代から通院治療や療養所からの軽快退所が法的に可能になった。当時、世界的にそれが一般的な対策だったが、差別は厳然とあったが、家族と別れずにすむことが、患者を絶望からどれほど救ったことだろう。</p> <p>映像（戦後沖縄のハンセン病政策）</p>	六・五闘争	写真	
	社会復帰者の見送り	写真	
	労務外出の働き先となった団地	写真	
	1969年の七月行動	写真	
	『ハンセン氏病の手引き』	実物	
	医者よこせデモ	写真	
	導入された人工透析装置	写真	
	全生園自治会のハンセン氏病病図書館	写真	
	改築された納骨堂（駿河療養所）	写真	
	宮古島に設置された皮膚科の診療所	写真	
	沖縄の学童検診	グラフィック	
職業補導所にて洋裁講習	写真		
藤楓荘	写真		

B-5 らい予防法廃止と国家賠償請求訴訟 1996（平成八）年～ 年表

全患協運動が最大の課題としてきたらい予防法改正は、廃止という形で実現しました。

その後入所者たちは、国の責任を問うらい予防法違憲国家賠償請求訴訟を起こし、一審判決で勝利しました。

これに対し政府は、控訴を断念し「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）」の成立など、早期に問題の解決に向けた取り組みを進めることとしました。

2006年には「ハンセン病補償法」が改正され、日本の旧植民地の回復者にも補償が行われることになりました。

また2009年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、回復者らの福祉の増進や名誉の回復のための取り組みが行われています。

さらに2016年に回復者の家族が国の隔離政策による被害への謝罪と補償を求めて提訴したハンセン病家族国家賠償請求訴訟も一審判決で勝利し、国は控訴を断念して判決が確定しました。これを受けて2019年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病家族補償法）」および「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

しかし、入所者の高齢化・少人数化、将来の療養所のあり方、回復者と家族に対する根強い偏見と差別の解消など、まだ取り組むべき課題が残されています。

<p>らい予防法廃止</p> <p>癩予防二関スル件 一九〇七年</p> <p>癩予防法 一九三一年</p> <p>らい予防法 一九五三年</p> <p>らい予防法の廃止に関する法律 一九九六年</p> <p>国のハンセン病対策を定めた法律は、形を変えて九〇年間続いた。戦後全患協が最大の目標として求め続けた「らい予防法」の改正は、ついに廃止という形で結実した。</p> <p>国家賠償請求訴訟</p> <p>法の廃止は、すべてを解決したわけではなかった。自分たちの人生に、だれが何をしたのか。過去の償いを求めて、入所者たちは裁判を起こし、勝利した。</p> <p>「早期かつ全面的解決に向けて」</p> <p>国は謝罪と補償を行い、全面的な解決に向けた取り組みがはじまった。しかし家族との絆の回復、療養生活の保障、社会生活への支障などが課題に残る。少しずつ増えてきた社会の人々の理解が、解決の鍵となるときがきた。</p> <p>ハンセン病家族国家賠償請求訴訟</p> <p>国の隔離政策のもとで、社会にいた回復者の家族たちもまた差別・偏見にさらされた。さらに家族関係の形成も阻害された。家族たちはその被害に対する謝罪と補償を求めて裁判を起こし、勝利した。</p>	第39回全患協支部長会議	写真	
	第44回臨時支部長会議で「大谷見解」を述べる大谷藤郎	写真	
	「「らい予防法」改正に関する要請書」	文書	実物
	謝罪する菅厚生大臣（当時）	写真	
	『裁判に花を』	書籍	実物
	ハンセン病訴訟原告団たすき	実物	
	勝訴判決を聞いて喜ぶ原告たち	写真	
	小泉首相に控訴断念を求める原告団代表	写真	
控訴断念の報を聞いて喜ぶ入所者と支援者たち 2001（平成13）年	写真		
ふれあい和光塾	写真		
資料館を見学する小学生たち	写真		
熊本地裁前での勝訴発表	写真		
ハンセン病問題基本法（改正法）	テキストパネル		
入所者数の推移	グラフィック		

示室2					
B-6	療養所の歴史にゆかりのある人びと				
	<p>私立療養所の設立者、公立・国立療養所の医師等のうち高松宮記念ハンセン病資料館常設展示室にて紹介していた人物らを中心に紹介。（2013年に追加）</p> 	<p>人物紹介パネル 待労院のシスターの十字架、着衣などの遺品 書籍</p>	<p>写真・テキスト 実物 実物</p>		

展示構成表 常設展示室2

大コーナー	小コーナー	主な展示資料		備考
		タイトル	展示形態	
C-0 第2展示室 癩療養所 —治療薬ができる前の療養所での過酷なくらし—				
C-1 癩の「宣告」と収容				
<p>古くより社会の人々はハンセン病を強く嫌悪していました。患者がその診断を「癩の宣告」というのは、発病前に本人も同じ偏見を持っていたために受けたショックを示しています。</p> <p>こうした社会状況を背景に、国は社会を防衛するためとして患者の隔離を進めていきました。</p> <p>また、家族も「癩の血筋」として忌み嫌われたため、患者は家や故郷を追われて療養所に入るか、放浪するしかありませんでした。</p> 	<p>家にこもる</p> <p>患者を屋敷の奥深くや、目立たない小屋などに隠し、周囲の目から患者と家を守ろうとする家族もいた。</p>	患者の自宅検診	写真	
	<p>民間療法</p> <p>患者は治りたい一心で、少しでも効くと聞けばどんな治療にも飛びついた。しかし、そのほとんどが、はかない夢に終わった。</p>	「癩病妙薬」の石碑（愛知県・覚恩寺）	実物	
	<p>遍路・巡礼</p> <p>四国遍路や各地の札所巡礼には病気を治すご利益があると信じ、信仰の旅に出る患者たちもいた。</p>	遍路着・杖・遍路笠	実物	
		八十八か所のお砂場の砂	実物	
	<p>療養所へ</p> <p>社会の排除の厳しさによって体力的・精神的・経済的に限界を迎えた患者の中には、療養所を残された最後の希望ととらえたものもいた。</p>	療養所入所を勧めるパンフレット（松丘保養園）	実物	
	<p>強制収容—望ませた収容—</p> <p>患者の発見は密告によることが多く、それを受けて村長や警官、市町村や療養所の職員らがたびたび入所を勧めに訪れた。これが近所に知られ、「癩の根絶」は国のためといわれると、患者は不本意でも療養所へ行くより仕方がなく、実質的には強制収容に近いものであった。</p>	入所勧奨の様子	写真	
		送致の様子	写真	
		患者専用の車両	写真	
	<p>強制収容—連行による収容—</p> <p>すべての患者を療養所に収容する方針が打ち出された後は、警察や軍が患者を拘束して療養所に入れることも行われた。</p>	「全生村へ」石碑	実物	
		本妙寺強制収容	写真	
		「本妙寺本妙寺癩部落—齋掃蕩ノ件報告」	テキストパネル	
C-2 療養所の衣食住				
<p>入所した患者は収容病棟から寮舎に移され、療養所の暮らしがはじまりました。寮舎とは雑居家屋で、性別や年齢、盲目かどうかなどの身体障害の別に分けて入居させられました。そこが、入所者の衣食住のすべてでした。</p>	<p>入所</p> <p>府県から全生病院への送致の場合、療養所の人力車が駅から患者を乗せてくる。収容門から先は患者だけが住む小社会だった。門の傍らには守衛の詰所があった。</p>	北條民雄「いのちの初夜」より抜粋	テキストパネル	
		入所	写真	

	<p>入所直後</p> <p>「癩の宣告」後、絶望のあまり自殺を考える患者もいた。入所してきた患者は、最初に入る収容病棟で、初めて見る重症患者の姿にわが身の果てを重ねて衝撃を受けた。中には、身元が分からないように、名前を変える者もいた。社会や家族との絆を断ち切られて、療養所の入所者となった。</p>	<p>入所直後の様子（証言）</p> <p>療養所貸与の着物</p> <p>園内通用券</p>	<p>テキストパネル</p> <p>実物</p> <p>実物</p>		
	<p>療養所の衣食住</p> <p>入所した患者は収容病棟から寮舎に移され、療養所の暮らしがはじまりました。寮舎とは雑居家屋で、性別や年齢、盲目かどうかなどの身体障害の別に分けて入居させられました。そこが、入所者の衣食住のすべてでした。</p>	<p>全生病院内の地図</p> <p>入院者心得</p> <p>共用の調理、裁縫、清掃などの道具</p> <p>山吹舎1号室復元</p> <p>1日のスケジュール（九州癩療養所患者心得・「癩院記録」より抜粋）</p>	<p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>実物</p> <p>ジオラマ・実物</p> <p>グラフィック</p>	<p>原寸再現</p>	
	<p>映像（雑居生活）</p>	<p>山吹舎（男子軽症独身者寮）での暮らし</p>	<p>現地映像・証言</p>		

C-3 癩の治療 —大風子油と対症療法—

<p>有効な治療方法がなかった時代、療養所は患者の治療よりも収容を優先していました。療養所における患者の生活の維持のためにさまざまな作業を行わざるを得なかったため、患者は絶えず傷をつくり、体調を悪化させ、むしろそのための治療をしなければなりません。また、治療助手・病棟看護・不自由舎介護も患者作業でまかなわれていました。</p> 	<p>当時の主な治療</p> <p>実際には自然治癒もあったが、当時、癩は不治の病と考えられていた。治療方法は大風子油注射しかなく、効果も定かではなかった。一方けがの治療は、消毒薬をつけ包帯を交換するくらいしかなかった。いずれもひどくなれば手術室で外科手術を受けたり、病棟に入ることとなった。</p>	<p>大風子油・注射器・カニューレ</p> <p>大風子油注射</p> <p>外科手術</p> <p>コルベン・調剤さじ・処方箋用紙</p> <p>輪っか下駄・松葉杖</p> <p>大竹章「無菌地帯」より抜粋</p> <p>障害を重くするサイクル</p> <p>盲導鈴・盲導柵</p> <p>ハンセン病の主な症状</p>	<p>実物</p> <p>写真</p> <p>写真</p> <p>実物</p> <p>実物</p> <p>テキスト・音声</p> <p>グラフィック</p> <p>実物</p> <p>グラフィック</p>	
---	--	--	--	--

C-4 患者作業

<p>ハンセン病が直接の死因になることは極めて少なく、実際は結核などの合併症が主な死因でした。そのため合併症がなければ、失明や手足の重度な障害を起こさない限り、患者は見た目には相当な労働力を持っていたため、療養所の維持・運営を目的に、「患者作業」としてさまざまな作業に従事せざるを得ませんでした。例えばある療養所では、98種類にも及ぶ職種に患者が従事させられた年もありました。</p>	<p>生活のための作業</p> <p>患者たちも、療養所の中では「人の役に立ちたい」という気持ちは強く、手足の障害・知覚麻痺・発汗障害をおして他の患者のために働いた。作業は療養所の維持・運営を目的として行われ、わずかな作業賃も支払われていたが、十分な休息や医療の確保が難しいなかで行われたため、さまざまなけがもとで、障害を重くしていった。</p>	<p>作業賃一覧</p> <p>水がめ・水桶</p> <p>水汲み</p> <p>鶴嘴・バール・敷石</p> <p>道路敷設作業</p> <p>温泉導引管</p>	<p>実物</p> <p>写真</p> <p>実物</p> <p>写真</p> <p>実物</p>	
--	---	---	---	--



看護・介護
看護婦は創立当初から配属されていたが数人ほどで、仕事は医師の補助であった。そのため病棟や、不自由舎（盲人や両足を切断した患者の暮らす寮舎）の看護や介護は、「患者付添」といわれる患者作業として行われていた。治療棟での包帯巻きも患者作業であった。療養所はこれを「相愛互助」と称して美化していた。

温泉導引管敷設	写真	
千歯こき・ざる・升・手鉤	実物	
農作業	写真	
火葬	写真	
包帯巻き作業	写真	
大工道具	実物	
大工	写真	
治療助手	写真	
病棟の付き添い看護	写真	
不自由舎の付き添い看護	写真	

C-5 療養所内の秩序維持—慰安的行事と懲戒検束—

患者の中には、入所前の生活を取り戻すという目的がもてず、自暴自棄におちいるものも少なくありませんでした。療養所では患者の慰安のため、さまざまな年中行事や宗教活動を行う一方、懲戒検束権をもうけ、秩序の維持をはかりました。

宗教・娯楽・慰安
療養所内では、盆踊りや餅つき、運動会など患者の手によって年中行事がさかんに行われていた。それらは数少ない楽しみであり、生活の中でたまる欲求不満を発散する場でもあった。しかし、行事の内容にかかわらず、すべて療養所の許可が必要であった。

礼拝堂の狛犬	実物	
療養所での行事一覧	テキストパネル	



療養所内の信仰
療養所にはさまざまな宗派が共存していた。当初、宗教は患者の品行を正し、同じ宗派内での人間関係が療養所内での生活に円滑さをもたらすとして、取り入れられた。やがて各宗派の行事は入所者の慰安や娯楽として年中行事に組み込まれていった。

礼拝堂の内部	写真	
宗教行事	写真	

療養所内の行事と文化活動
療養所ではさまざまな行事が催された。仮装行列や運動会、餅つき、盆踊りなどは戦時の規制が強くなってきても、楽しみとして続けられてきた。なかでも患者歌舞伎は外から大勢の見物客を呼び、盛大に行われた。これらの行事は単調な日々の生活のなかでの最高の娯楽であったため、みな極端なまでに熱狂した。

仮装行列・患者歌舞伎関連資料	実物・写真	
野球（外島保養院野球チーム遠征）	写真	
餅つき・臼と杵	写真・実物	
園内の祭り	写真	
相撲軍配	実物	



懲戒検束
初期の療養所では放浪する患者を主に収容し、男女分離や飲酒禁止などの規律を設けたため、療養所内には暴れたり「逃走」するものがいた。また、さまざまな人々の混住により、多くの混乱が生じた。そのため療養所内の秩序の確立を目的に、患者を処罰することのできる懲戒検束権が所長に与えられ、各地の療養所には監禁室がつけられた。そこでは監禁や減食などの処罰が行われた。なかでも1938（昭和13）年に栗生楽泉園につくられた特別病室、通称「重監房」の環境は劣悪で23人もの死者を出した。

「国立療養所患者懲戒検束規定」	テキストパネル	
患者心得	テキストパネル	

	<p>監禁室の登場</p> <p>1916（大正5）年に懲戒検束権が療養所長に付与され、各療養所に監禁室が設置された。空腹にたえかねた「農作物の窃盗」、肉親に会いたいための「逃走」なども「罪名」とされ、30日以内の監禁や減食などに処せられた。当時日本の植民地であった朝鮮・小鹿島では断種も懲罰として加えられていた。</p> <p>「重監房」</p> <p>1936（昭和11）年に起きた長島事件を契機に、所長たちの間に監禁室以外の特別室を求める声が高まった。1938（昭和13）年、栗生楽泉園に特別病室、通称「重監房」がつけられた。ここには各療養所で特に「反抗的」とされた患者が送りこまれ、劣悪な環境のため、命を落とす人もいた。</p> <p>映像（重監房について）</p> <p>監禁室と「重監房」のその後</p> <p>1953（昭和28）年、「らい予防法」が新たに公布され（「癩予防法」は廃止）、懲戒規定から監禁が削除された。しかし患者による多くの反対にもかかわらず、その後国は所内の監禁室を国家地方警察の留置所として移管させた。また、1953年には特別病室に代わるものとして、全国の罪を犯したとされる患者を収容する菊池医療刑務支所（熊本刑務所所管）を開設することとなった。</p>	各療養所の監禁室	写真	
		監禁室内の落書き	写真	
		壁の破片	実物	
		「重監房」の跡	写真	
		食事模型	模型	
		見取り図	グラフィック・模型	
		「重監房」一室内部再現	ジオラマ	原寸大
証言・1947年当時のニュース映像・グラフィック	映像			
岡山県警牛窓署の警察留置所支所	写真			
警察留置所支所の内部（大島青松園）	写真			
警察留置所扉	実物			
菊池医療刑務支所	写真			

C-6 結婚、断種、中絶

結婚は当初認められていませんでしたが、療養所への定着などを目的に、入所者間の結婚が許可されました。それはプライバシーのない「通い婚」や夫婦雑居でした。

またほとんどの療養所では、夫婦は子どもをもつことを許されませんでした。患者の子どもを拒む社会も、男性の断種、妊娠した女性の中絶を強いました。



<p>通い婚</p> <p>療養所のなかには、夫婦として暮らす居住環境は整えられておらず、夜だけ夫が女舎を訪れて性生活を共有する「通い婚」しか許されていなかった。夜、男の通う女舎には、結婚している他の女性や、独身の女性もいた。このような夜のくり返しのなかで、「一度でいい、夫と朝ご飯を食べたかった」ともらす女性もいた。</p> <p>夫婦雑居</p> <p>夫婦舎ができてからも、10畳から12畳半程度の部屋に、3～4組の夫婦が雑居させられた。互いの夫婦が気を遣う、心の安まらない日々だった。夕食後、夫婦だけの会話は部屋の外で行い、夜はちゃぶ台などを仕切にして性交渉をもった。常に、すぐ隣にいる別の夫婦の存在を意識せざるを得なかった。</p> <p>断種と中絶</p> <p>結婚したなら子どもがほしい。しかし療養所の中では子どもは育てられず、厳しい偏見と差別のなかで、患者の一族を含め、外の社会にも「癩患者の子ども」を引き取って育てていく包容力はなかった。男性には結婚の条件として断種手術が半ば強制された。思い悩んだあげく、妊娠すれば中絶手術が待っている妻のことを思い、断種手術を受けざるをえなかった。</p>	男女の寮舎を仕切る板塀	グラフィック	
	夫婦雑居模型	模型	
新聞記事（安村事件）	グラフィック		
胎児慰霊碑（多磨全生園）	写真		
墮胎について（証言）	テキストパネル		
胎児標本について（短歌）	テキストパネル		

C-7 療養所の中の学校					
<p>発病すれば、子どもも同じように収容されました。子どもは、愛情を注いでくれる親や、子どもらしい生活を共に送る友だちとの絆を、病を理由に断ち切られてしまいました。しかし親からの手紙を「読みたい、書きたい」と慕う思いが、子どもの学びをささえていました。</p> 	療養所内の寺子屋授業	詩「病」	テキストパネル		
	子どもの患者を中心に読み書きを教えるため、各園では礼拝堂などに机といすを並べて寺子屋式の「学校」を設置した。教師は患者の中から、経験や知識のある者を選んで「作業」として行わせた。子どもたちだけでなく、学校教育を受ける機会がとぼしかった大人の入所者も、家族への手紙を書きたい一心で通った。	少女	写真		
	戦後の療養所の学校	園内の小中学校は戦後、各地域の公立学校の「分教室・分校」扱いになった。園外から教諭が派遣されたり、卒業証書が本校の名前で発行されるなどの変化はあったが、依然として教室は療養所内にあった。それでも、病気が治った子どもの多くが、社会に羽ばたいていった。	雛飾り	実物	
		療養所内の寺子屋式授業	写真		
		望ヶ丘の子どもたち	写真		
		分教室での授業	写真		
	教育用具	園内の小中学校は戦後、各地域の公立学校の「分教室・分校」扱いになった。園外から教諭が派遣されたり、卒業証書が本校の名前で発行されるなどの変化はあったが、依然として教室は療養所内にあった。それでも、病気が治った子どもの多くが、社会に羽ばたいていった。	淋しい運動会	写真	
		教師は本校から派遣されるようになったが、本校の生徒と違い寄付などの古い教材しかもらえなかった。派遣教師の中には偏見で壁をつくっている者もいた。	中学生・夏子の卒業式答辞	テキストパネル	
		『なかよし』『青い芽』（文集）	実物		
		邑久高校新良田教室	写真		
C-8 社会の偏見	<p>「癩は一度かかれば生涯癩」※一療養所に収容された患者が、病気が治癒し退所しても、社会は一度押した烙印を決して消さず、拒絶してきました。それでも患者は社会の善意に期待し、やはり拒絶され、落胆をくり返してきました。</p> <p>※ "once a leper, always a leper" 『らい医学の手引き』より</p> 	机といす	実物		
		フラスコ・鉱石標本	実物		
		分度器・三角定規	実物		
		教科書	実物		
<p>室戸台風による外島保養院の壊滅</p> <p>室戸台風の直撃で、神崎川河口のゼロメートル地帯に位置した外島保養院は暴風雨と高潮の被害を受け、壊滅状態となった。犠牲者196人を出し、生き残った患者はすべて一時的に全国の療養所に分散して預けられた。立地条件の危険性から逃れ、敷地を拡張するための移転計画が、移転候補地住民の反対で頓挫した結果起きた大惨事だった。3年半後、長島愛生園の隣に邑久光明園として再建された。</p> <p>黒髪校事件</p> <p>竜田寮（菊池恵楓園入所者の子どものための保育所）から児童4人が入学するのを、黒髪小学校PTAが阻止しようとした。患者を親に持つ子どもは、誰もがいずれは発病するという偏見から「未感染児童」と呼ばれていた。その子供もたちから病気がうつると恐れた親たちが、登校阻止や授業拒否を組織的に行なった。特殊な「未感染児童保育所」の設置や、拒否される子どもの気持ちを顧みない対応などは、患者とその家族に対する社会の態度をよく表している。</p> <p>ハンセン病患者を巡る事件</p> <p>熊本県で殺人などの容疑でハンセン病患者が逮捕された。発病を役場に密告されたことへの逆恨みが動機とされ、逮捕前から犯人と決めつける報道が繰り返された。本人は無実を訴え続け、不自然な点を指摘する声があるなか、死刑判決を受け、再審請求中に刑が執行された。</p> <p>結婚・就職差別</p> <p>社会はハンセン病という病気だけでなく、そのかわりを持つ人までも嫌ってきた。そのため患者は人に知られてはいけない病だと、自分に強く言い聞かせて、自分とその家族も存在を消していった。療養所に入っていた時間の痕跡を消す苦労は並大抵のものではなく、そうまでしてやっと結婚や就職を手にしたとしても、今度は死ぬまで隠し続ける苦しみがあった。</p>	神崎川河口付近地図	グラフィック			
	移転反対の郡民大会を報じる新聞記事	グラフィック			
	外島保養院壊滅を伝える新聞記事	グラフィック			
	壊滅した外島保養院	写真			
	救助松	写真			
	反対派のピラ	写真			
	通学反対派の集会	写真			
	同盟休校初日に登校した六年生の意見	テキストパネル			
	『黒髪校問題の真相を訴う』	実物	複製		
	『予断と偏見の裁判』	写真	表紙		
殺人事件現場の検証	写真				
殺人事件について報じる新聞記事	グラフィック				
婚約解消を心配する相談欄（新聞記事）	グラフィック				
『痛みの中への告訴』	文書	実物			
全患協癩予防法改正促進委員会『癩予防法による被害事例集』より抜粋	テキストパネル				

C-9 療養所の中の死				
<p>ほとんどの患者は療養所のなかで生涯を終え、引き取り手のない遺骨の多くは納骨堂に納められています。社会や家族との絆を絶たれて入所する患者にとって療養所の中の死は、自分という存在の消滅を意味しました。しかし死後も霊魂は不滅とする観念を信じ、「隔離からの解放」、「故郷の空に戻れてよかった」という思いで見送る者もいました。</p> 	<p>納骨堂が作られるまで療養所が設立された当時、亡くなった患者は土葬されていた。その後すぐに火葬場はできたが、遺骨を安置する場所のない時期が続いた。「せめて死後は安らかに眠りたい」との患者たちの思いによって各療養所に納骨堂が作られたが、その背景にはほとんどの家族や親戚が遺骨を引き取らない事情もあった。</p>	墓標代わりに小松を植えた墓地	写真	
		位牌	実物	
		礼拝堂内部	写真	
		「第一区府県立全生病院死亡患者之霊」軸	実物	
		全生病院の最初の納骨堂、現在の各療養所の納骨堂	写真	
		告別	写真	

展示構成表 常設展示室3

大コーナー	小コーナー	主な展示資料		備考	
		タイトル	展示形態		
D-0 第3展示室 生き抜いた証 —絶望の中でも生きる意味を求める姿—					
D-0	生き抜いた証	入所者たちは、苦しい状況のなかでも生きがいを求めて、さまざまな活動に取り組みました。それが療養所での生活改善や創作活動、あるいは社会との交流につながっていきました。これらの足跡は、入所者たちの「生きた証」にほかなりません。			
D-1	よりよい療養生活を求めて 化学療法のはじまりと患者運動				
<p>戦後、基本的人権の尊重などを謳った日本国憲法と化学療法を手にした入所者は、医療と生活の向上を求める行動に立ち上がり、全国ハンセン病患者協議会（全患協）の活動という大きな流れとなりました。</p> <p>そして、らい予防法闘争の成果である9項目の附帯決議の一つ一つの実現が、実際の生活改善として表れていきました。半世紀以上かけて取り戻したこれらの成果が、現在の生活を支えています。</p> 	患者運動前史	外島事件関連資料（新聞記事） 長島事件関連資料（新聞記事）	グラフィック グラフィック		
	らい予防法闘争	全患協の旗 第一回支部長会議、参議院裏の座り込みの様子 戦術の計画を立てる自治会、ハンスト、デモ行進、園長との交渉などの様子	写真 写真 写真		
	生活環境	海底送水管、海底送電線 一組夫婦寮の居室	写真 写真		
	療養の改善	病棟看護職員切替後の病棟の写真	写真		
	社会復帰	ステープラ・パンチ 東北農場 自動車運転仮免許出張試験 邑久高校新良田教室	写真 写真 写真 写真		
	開かれた療養所へ	邑久長島大橋の架橋実現を訴える横断幕 邑久長島大橋、路線バス開通式など写真	写真 写真		
	生き抜いた証	多磨ハンセン氏病文庫の看板 高松宮記念ハンセン病資料館	写真 写真		
		患者運動前史			
		らい予防法闘争			
		生活環境			
		療養の改善			
		社会復帰			
		開かれた療養所へ			
		生き抜いた証			

	人間としての自由	「らい予防法の廃止に関する法律」部分	グラフィック		
	「らい予防法」は、法律の存在自体が病気や患者・回復者に対する偏見の一つの基(き)盤(ばん)ともなっていた。1996年(平成8年)の法律の廃(はい)止(し)は、あらためて入所者や回復者に人間としての自由を意識させることとなった。				
	誇り	盲人会関連資料(点字陳情書、全盲連関連文書など)	文書	実物	
	療養所の中にも偏見や差別が存在していた。盲人の入所者は「患者付添い」の手を借りていたため、一人では何もできないと思われていた。そのため自立意識を高め、盲人同志の親睦や交流、文化・教養・福祉の向上を目的に、1955(昭和30)年、「全国ハンセン氏病盲人連合協議会」(全盲連)を結成した。また在日韓国・朝鮮人の入所者も、1959(昭和34)年、全国組織「在日朝鮮・韓国人ハンセン氏病患者同盟」(ハ氏病同盟)を結成し、外国籍を理由とした生活費の格差是正などのほか、民族意識を保持する拠点となった。	ハ病同盟関連資料(在日外国人ハ氏病患者同盟本部指令)	文書	複製	
		入所者による評論	書籍		
	被害実態と補償	控訴断念要求に関する資料(写真、ゼッケン、スローガンが書かれた衣類など)	実物、写真		
	ハンセン病政策による人権侵害の事実認定と謝罪・補償を求めて、入所者らは「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」を提訴起こした。療養所に入所しなくても治療が可能になった後も、国が療養所への入所を基本とする方針を変えなかったことは、憲法違反だとする判決を得た。失った家族や生活、将来への希望を取り戻せるはずはなかったが、国による謝罪とそれをふまえた対策(補償金や名誉回復など)につながるとともに、ハンセン病に対する社会の認識が変化していくきっかけにもなった。	熊本地裁判決を受けた、原告側と国との合意事項	テキスト		
		国の謝罪広告、補償金額の一覧、社会啓発用パンフレットなど	文書	実物・複製	
残る不安の解消を目指して	ハンセン病問題基本法の立法化を求める国会請願署名	写真・テキストパネル			
「らい予防法の廃止に関する法律」では、療養所の将来構想実現に制約が課されているとして、新たな法律「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(通称:ハンセン病問題基本法)」の制定を求め署名活動を行った。写真は津島雄二・藤井裕久両議員懇談会長に署名を手渡しているところ。この法律は最終的に約93万5千筆の署名を集め、議員立法として成立し、現在施行されている。	菊池恵楓園内の「かえでの森こども園」(2012年開園)、多磨全生園内の「花さき保育園」(2012年園内に移転)	写真			
	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」	テキストパネル			
取り戻せていないもの	家族との絆、社会との共生、入所前の生活、人生の選択肢のキャプションを空のケースに展示	テキストパネル			
映像(全患協運動の歴史)	全患協運動に関する証言、写真など	映像			

D-2 生きがいがづくり 社会との確かな連携

入所者たちは療養所で生きるなかにも自分自身の価値を求め、さまざまな文化活動を行ってきました。こうして生み出された作品や公演などは、療養所の内外・時代を問わず、人びとに感動をあたえ、入所者と社会がつながりをもつきっかけとなりました。また、それは社会に対して生きている証を主張する手段でもありました。ここには視力や手足の自由を失ってなお、確かな生きがいを求める人間の強さが示されています。	文芸活動 失明や手足の不自由にめげず、短歌や俳句など文芸活動にいそむ者は多かった。そして、それらは病む身を癒すわずかな楽しみの一つとしてさかんとなった。ハンセン病患者・回復者による文芸が世に注目されはじめたのは北條民雄や明石海人などの登場によるとされる。こうした文芸活動は、社会とつながる大切な手段でもあった。	各療養所の機関誌・文芸誌表紙	グラフィック	
		明石海人、北條民雄、村越化石、塔和子の各紹介パネル、関連資料(文机、書簡、日記、万年筆、原稿、賞状など)	写真、テキストパネル、実物	
		書、陶芸、彫刻、手芸などの作品、陶芸製作用補助具などの道具	実物	
		作品の製作風景写真(陶芸部・手芸部など)	写真	
		ハーモニカバンドの演奏風景・詩・ハーモニカ、バンドで使用していた楽器	実物・写真・テキスト	



<p>盆栽・菊花</p> <p>療養所の中で盆栽がはじめられたのは戦前にさかのぼるが、療養所内の文化活動の一つとしてさかんになったのは戦後になってからだという。さつきや松、雑木だけではなく、菊花も各園でさかんに育てられ、外部の大会でも多くの賞を受けるなど、その実力の高さには定評がある。</p> <p>絵画</p> <p>ある入所者の絵を描くきっかけは外部から慰問に来た画家との出会いであった。キャンパスや額縁などは高価でなかなか買えず、ほとんどが自らの手作りだったという人もいた。その上達ぶりは目を見張るものであったという。より自分が満足できるものを描きたいという気持はそれぞれが強くもっていた。</p> <p>写真</p> <p>戦後、各園ではカメラをもつ入所者が増えてきた。当時はカメラを購入することはたやすいことではなかったが、写真という表現は入所者に新たな世界をみせた。当初、園内や個人的な行動の範囲にとどまっていた活動もやがて園内に広がっていった。</p> <p>(その他)</p> <p>映像(生き抜いた証 ー文化活動)</p>	盆栽の写真・道具	写真・実物		
	油彩画、スケッチブックなど	実物	常設展示室2-3渡り廊下にも展示	
	写真	写真	実物	
	カメラ・フィルムなど			
	ゲートボール関連資料、宗教・信仰関連資料	実物・写真		
作品の製作風景写真(陶芸部・手芸部・盆栽など)、製作者による証言	映像			

D-3 医療の進歩 多剤併用療法とリハビリテーション

ハンセン病はらい菌による慢性の感染症です。感染症ではありませんが、次のたった一つの注意 一多菌型ハンセン病で未治療の患者さんが、小さな子ども、特に乳幼児をくりかえし抱いたりしないこと 一 さえ守れば、病気がうつるようなことはありません。もちろん、治療中の患者さんや治癒した人(回復者)と、友人として普通につきあって何の問題もありません。患者・回復者の方々の悩みを知るためにも、基本的なハンセン病の医学的知識を持ってほしいと考えています。

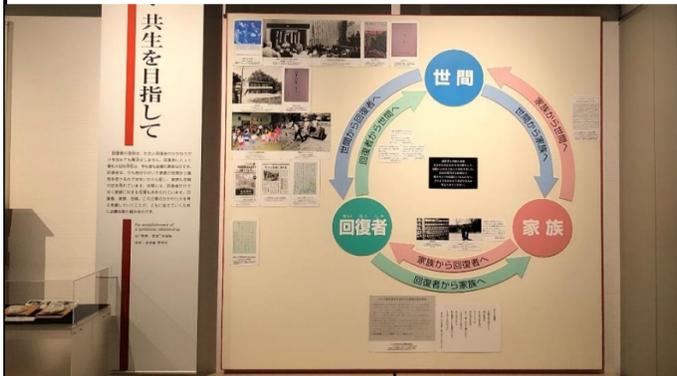


<p>ハンセン病ってどんな病気?</p> <p>ハンセン病は早期であれば、治療薬を正しく服用し、疲労とストレスを避けて暮らすことで確実に治すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 らい菌による慢性の感染症で、菌の病原性は弱く、感染しても発病することはごく少ない 2 初期症状は皮疹と知覚麻痺である 3 早期発見・早期治療によって、後遺症を残さずに治せる 4 未治療の患者と乳幼児との接触さえ注意すれば感染させる心配はない。治れば出産・育児も可能である。 5 予防には社会状況の安定と向上が大切で、発病も社会状況に左右される <p>回復者とともに生きるために</p> <p>病気自体は治っていても、プロミン治療以前の症状の進行により後遺症が残ってしまった回復者は多い。もちろん、そうした人々が病気を感染させることはない。そして私たちが回復者とともに生きるためには、その後遺症がどのようなものかを理解し、後遺症を抱えていても自立して生きるために回復者がどのような努力をしているかを知ることが大切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病気は治っていて、現在あるのは後遺症である。 2 後遺症によっては生活上の困難も少なくない 3 後遺症を抱えていても、自立して生きるための努力をしている 	らい菌写真		
	多剤併用療法で使用される薬剤	実物	
	初期症状の写真と解説	写真・テキストパネル	
	治療を勧めるポスター(海外)	グラフィック	
	インドの回復者母子	写真	
	上下水道および栄養摂取量と、新発生患者数のグラフ	グラフィック	
	(後遺症についての解説図)	グラフィック	
	知覚神経麻痺(足穿孔症など)、運動神経麻痺(垂足など)、自律神経麻痺(うつ熱など)について、イラストを用いて解説する		
(声)			
後遺症による日常生活への影響について、回復者および医療者による証言をテキストで紹介	テキストパネル		
補装具の製作・調整、ペンをくわえて原稿を書く様子	写真		
ボタンかけ、湯飲みカバーなどの補助具	実物(一部ハンズオン)		

D-4	<p>日本のハンセン病療養所の今</p> <p>現在、日本には国立・私立合わせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的だったため、その多くは山の中や離島など交通の不便な場所にあります。超高齢化と少人数化が進んでいる現在、入所者は不安のない医療や暮らしを望んでいます。また、各療養所ではそれぞれの特色を生かした在り方を模索しています。</p> <p>療養所を訪れることが自由になった今、さまざまな方が訪れて納涼祭や文化祭など地域との交流をはかる行事が行われています。</p> 	<p>療養所所在地と入所者数、センター入居者割合の増加など</p> <p>各療養所の紹介</p>	<p>全国の療養所所在地と入所者数</p> <p>高齢化、センターへの入居率増加を示すグラフ</p> <p>国内に現存する各療養所それぞれについて、紹介パネルを設置</p>	<p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>写真、テキストパネル</p>	
D-5	<p>いま世界のハンセン病は 治る病気、残る偏見</p> <p>ハンセン病は、1981年に開発された多剤併用療法によって、耐性菌の出現を抑えながら治せる病気となりました。医療の発展と、世界保健機関（WHO）を中心とした各国政府、NGOのハンセン病制圧をめざした協力体制の確立を通じ、ハンセン病対策は大きな成果をあげつつあり、新しくハンセン病と診断される患者数は、全世界で年間20万人強となっています。</p> <p>しかし治る病気となった現在も、偏見や差別は根強く残っています。このため各国の回復者やその家族の多くは、依然として社会から疎外された生活を送っているのです。</p> <p>近年になり、これまで前面に出ることのなかった回復者が世界各地で立ち上がり始めました。当事者である回復者が、人間としての誇りと尊厳を取り戻すためのネットワークをつくり、偏見や差別との闘いに挑み始めたのです。</p> 	<p>国際会議にみるハンセン病の歴史</p> <p>国際会議は1897年の第1回から現在にいたるまで開催されてきた。治療法が確立し、リハビリテーションや多剤併用療法を普及させる取り組みが充実してくるまでの主題は、ハンセン病に対する医学的認識の世界レベルでの変化を示している。</p> <p>世界のハンセン病の現状</p> <p>1981年に開発された多剤併用療法は、ハンセン病の治療に大きな影響を与えた。1991年の世界保健総会で、公衆衛生上の問題としてのハンセン病の制圧が決議された後は、各国でハンセン病が国の保健問題の優先課題として、対策が推し進められた。WHO、各国政府、NGOが協力し、早期発見・早期治療のための医療従事者の教育、多剤併用療法の普及、社会への啓発活動に取り組んだ結果、各国の患者数は激減した。広大な国土をカバーする保健制度確立の遅れや、政情不安などのために、いまだに治療を必要とする患者が多い国や地域も残るが、これらの地域でもハンセン病対策は精力的に進められている。日本からは日本財団がその対策を全面的に支援している。</p> <p>これら医療面での対策に加え、現在では当事者である回復者と医療従事者、政府関係者、NGOなどがパートナーとなり、偏見や差別の解消に取り組む活動にも力が入れられている。</p> <p>排除と隔離の場は今</p> <p>1873年、A. ハンセンのらい菌発見により、ハンセン病は伝染病であることが確定した。ハンセンは予防には患者の隔離が最善と唱え、以後世界的に患者隔離を中心としたらい対策が進んだ。日本との関わりに限っても、ハワイ</p>	<p>国際会議にみるハンセン病の歴史</p> <p>THE PRINCIPLES OF THE PROPHYLAXIS OF LEPROSY 『らい公衆衛生の原理』</p> <p>CONGRESSO INTERNAZIONALE PER LA DIFESA E LA RIABILITAZIONE SOCIALE DEL LEBBROSO 『らい患者救済及び社会復帰に関する国際らい会議』</p> <p>世界のハンセン病新規発生患者数の分布</p> <p>A NEW ATLAS OF LEPROSY</p> <p>世界各地の療養所・関係施設紹介</p> <p>カラウパ国立公園（ハワイ）</p> <p>ソロクト病院、愛養園、ドソン農場（回復者村）</p>	<p>年表(グラフィック)</p> <p>文書</p> <p>書籍</p> <p>写真、書籍</p> <p>写真、実物、書籍</p>	<p>複製</p> <p>実物</p>

	<p>のカラウパパ隔離地区をモデルとして、1906年フィリピンに当時世界最大のクリオン療養所が作られ、さらにこのクリオンに倣って、1931年長島愛生園が作られた。</p> <p>日本が隔離を強化していくのに対して、国際会議の認識は隔離は限定的、必要最小限、不必要と変化していった。さらに化学療法の改良で、隔離の否定は決定的となった。開放治療が進められ、治った者を療養所から社会に戻し、新患者は在宅治療する方針が主流となった。こうして世界では隔離の場としての療養所は減少し、一般病院や他の疾病の拠点医療機関に転換されつつある。それと並行して、定着村や患者・回復者の集落が形成されてきた。今日、隔離が不要になってもなお、患者・回復者に対する社会の排除はなくなっていない。回復者の社会における生活基盤も築き直すことは難しい。定着村や関係者の集落には、未だに社会に受け入れられていない場面が見られる。実質的な排除は世界的に継続しているのだ。</p>	楽生療養院、楽山療養院（台湾）	写真、実物、文書	
		クリオン総合病院、スタードール（フィリピン）	写真、実物	
	映像（日本と海外の療養所および関係機関、社会復帰者）	日本の療養所・関係機関20カ所、社会復帰者について、海外の療養所・関係機関6カ所を紹介	動画（各2~3分）	

D-6 共存・共生を目指して				
<p>回復者の孤独は、社会と回復者のかかわりだけを改めても解決はしません。回復者にとって最も大切な存在は、今も昔も故郷の家族なのです。回復者は、今も自分のせいで家族が世間から差別を受けるのではないかと心配し、家族も世間の目を恐れています。世間には、回復者だけでなく家族に対する支援も求められています。回復者、家族、世間。この三者のかかわり方を考え支援していくことが、ともに生きていくために必要な取り組みなのです。</p>	<p>世間から回復者へ／回復者から世間へ</p> <p>回復者から家族へ／家族から回復者へ</p> <p>世間から家族へ／家族から世間へ</p>	<p>ハンセン病問題をテーマにした映画のちらし</p> <p>ハンセン病問題関連の書籍</p> <p>交流の家、ワークキャンプ関連資料</p> <p>温泉ホテル宿泊拒否事件の後の差別文書など</p> <p>「ハンセン病は終わったか ある悲しい報告」</p> <p>回復者の家族への思い（証言テキスト）</p> <p>納骨堂内</p> <p>など</p>	<p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>写真</p> <p>グラフィック</p> <p>グラフィック</p> <p>テキストパネル</p> <p>写真</p>	



D-7 証言コーナー				
	<p>全国の療養所15カ所（国立療養所13カ所・私立療養所2カ所…2006年取材当時）の入所者、社会復帰者、各療養所医官および厚生労働省関係者など、42人の証言映像を公開。</p> <p>海外の療養所にて取材した回復者とその家族、関係者、計22人の証言を公開。（2011年に追加）</p>			

あなたのやさしさを信じて

「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」開催要綱

1. 趣 旨

国立ハンセン病資料館は、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 82 号）第 18 条に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識を普及啓発し、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図ることを目的とした施設である。

平成 19 年の再開館から 10 年以上が経過し、ハンセン病問題に係る新たな資料や調査結果が多数報告されるなど、展示情報の見直しが必要となっていることから、展示内容について検討を行い、その目的に沿った展示の充実を図るため、「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」を開催する。

2. 検討会構成員

- (1) 検討会は、入所者代表、原告団代表、弁護士連絡会、学識経験者等から構成するものとし、厚生労働省健康局長が参集する。
- (2) 座長は構成員の互選により、選任する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は、2 年とする。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の者を参考人として出席を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 国立ハンセン病資料館の展示内容について
- (2) その他

4. ワーキンググループ

- (1) 健康局長は、資料館の常設展示の見直しに関する具体的な検討を行わせるため、必要に応じて検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループのメンバーは、構成員の中から座長が指名する者で構成するものとする。
- (3) ワーキンググループの座長は、メンバーの互選により選任する。
- (4) ワーキンググループの座長に事故があるときは、ワーキンググループの座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) メンバーの任期は、構成員の任期に準じるものとする。
- (6) ワーキンググループの座長は、検討に必要があると認めるときは、メンバー以外の者を参考人として出席を求めることができる。

5. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康局難病対策課において行う。
- (2) 本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定めるものとする。

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 構成員名簿

氏 名	所属・役職
赤 沼 康 弘	ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会
蘭 由 岐 子	追手門学院大学 教授
内 田 博 文	九州大学 名誉教授
遠 藤 隆 久	熊本学園大学 名誉教授
太 田 明 夫	ハンセン病問題を共に学び共に闘う全国市民の会 会長
君 塚 仁 彦	東京学芸大学 教授
黒 坂 愛 衣	東北学院大学 准教授
鈴 木 利 廣	すずかけ法律事務所 弁護士
豎 山 勲	ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 事務局長
成 田 稔	国立ハンセン病資料館 館長
畑野 研太郎	日本キリスト教海外医療協力会 会長
浜 崎 眞 実	カトリック司祭
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会 事務局長

第1回国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会

令和2年11月10日（火）16:00~18:00

TKP新橋カンファレンスセンター 14A会議室

